

## 下 水 排 除 基 準

対象物質または項目	対象者			
	終末処理場を設置している公共下水道の使用者			
	特 定 事 業 場		非特定事業場	
	50m3/日以上(単位:mg/L)	50m3/日未満(単位:mg/L)	(単位:mg/L)	
1	カドミウム及びその化合物	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下
2	シアン化合物	1 以下	1 以下	1 以下
3	有機りん化合物	1 以下	1 以下	1 以下
4	鉛及び化合物	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
5	六価クロム化合物	0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下
6	ひ素及びその化合物	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
7	水銀、アルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 以下	0.005 以下	0.005 以下
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
9	ポリ塩化ビフェニル	0.003 以下	0.003 以下	0.003 以下
10	トリクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
11	テトラクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
12	ジクロロメタン	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下
13	四塩化炭素	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下
14	1・2-ジクロロエタン	0.04 以下	0.04 以下	0.04 以下
15	1・1-ジクロロエチレン	1 以下	1 以下	1 以下
16	シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4 以下	0.4 以下	0.4 以下
17	1・1・1-トリクロロエタン	3 以下	3 以下	3 以下
18	1・1・2-トリクロロエタン	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下
19	1・3-ジクロロプロペン	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下
20	チラウム	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下
21	シマジン	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下
22	チオベンカルブ	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下
23	ベンゼン	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
24	セレン及びその化合物	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
25	ほう素及びその化合物	230 以下	230 以下	230 以下
26	ふっ素及びその化合物	15 以下	15 以下	15 以下
27	1,4-ジオキサン	0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下
28	フェノール類	5 以下	5 以下	5 以下
29	銅及びその化合物	3 以下	3 以下	3 以下
30	亜鉛及びその化合物	2 以下	2 以下	2 以下
31	鉄及びその化合物(溶解性)	10 以下	10 以下	10 以下
32	マンガン及びその化合物(溶解)	10 以下	10 以下	10 以下
33	クロム及びその化合物	2 以下	2 以下	2 以下
34	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ/L以下
35	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380 未満	380 未満	380 未満
36	水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満	5を超え9未満	5を超え9未満
37	生物化学的酸素要求量(BOD)	600 未満	600 未満	600 未満
38	浮遊物質(SS)	600 未満	600 未満	600 未満
39	ノルマルヘキサン	5 以下	5 以下	5 以下
	抽出物質含有量	30 以下	30 以下	30 以下
40	窒素含有量※	240 未満	240 未満	240 未満
41	リン含有量※	32 未満	32 未満	32 未満
42	温度	45℃ 未満	45℃ 未満	45℃ 未満
43	よ う 素 消 費 量	220 未満	220 未満	220 未満

特定事業場とは、水質汚濁防止法に定める特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法に定める水質基準対象施設を設置する事業場を指す。

下水道法施行令第9条の4で定める一律基準(直罰基準)を示す。この基準に適合しない水を流した特定事業場は、ただちに処罰されることがある。(下水道法第46条)

条例で定める基準(除外施設設置基準)を示す。継続して公共下水道を使用する事業場等の全てが対象であり、この基準に適合しない水を排水する事業場等は、除害施設の設置等、必要な措置を行わなければならない。

※ No. 40~No. 41は下水道からの放流水に窒素、リンの排水基準が適用される場合のみ、下水排除基準が適用される。(熱海市は適用無し)